

(目的)

第1条 酪農学園大学（以下「本学」という。）の職員（囑託を含む）に委託された本学以外からの研究、試験、調査、指導その他の事項（以下「受託研究」という。）の取り扱いについて必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 委託研究を受託するにあたっては、本来の教育・研究上必要と認められ、かつ産業界等に対する社会的貢献度を考慮するほか、学生指導並びに校務の遂行に支障を及ぼさないことを参酌して受託するものとする。

(定義)

第3条 受託研究とは、本学以外の国の機関、公共団体及び民間企業等から特定の事項について、委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受託条件)

第4条 受託研究を受け入れる場合は、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。
- (2) 受託研究に要する経費より取得した物件は、委託者に返還しない。また、その物件については、本学に帰属するものとする（本学と委託者との間に別段の合意がある場合を除く）。
- (3) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わず、受託研究に要する経費は、原則として委託者に返還しない。
- (4) 受託研究に要する経費は、委託者が当該受託研究の開始前に納付する。

2 委託者が国の機関若しくは地方公共団体等に準じる場合には、前項第二号及び第四号の条件を付さないことができる。

(再委託)

第5条 受託研究の一部は、委託者側の事前承諾の上、第三者に再委託することができる。

(承認)

第6条 職員（囑託を含む）が学外から委託研究を受託する場合は、事前に学長の承認を受けなければならない。

2 学長は評議会に受託状況を報告する。

(契約)

第7条 受託研究契約は、学長と委託研究機関等との代表者間で行い、研究担当者名を明記する。

(施設・設備等の使用)

第8条 受託研究を行うため、本学の施設・設備等を使用することができる。

(受託研究費)

第9条 受託研究費は、当該研究遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）と、当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額とする。ただ

し、間接経費に関する用途については別に定める。

- 2 受託研究費における間接経費は、直接経費の30%（千円未満切捨て）に相当する額とする。ただし、委託者の事情により30%に相当する額と異なる場合は、学長が委託者と合意した額とする。また、公募により予め条件が付されている場合は、当該条件によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、直接経費のみの受け入れとすることができる。
 - (1) 競争的資金による受託研究費のうち、当該研究費にかかる間接経費が相応の理由をもって措置されていない場合
 - (2) 委託者が国（国以外の団体等で、国からの補助金を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。）である場合
 - (3) 委託者が前号以外の場合であって、従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で、継続して受け入れられる場合
 - (4) 委託者が国の機関若しくは地方公共団体等で、財政事情等の理由で間接経費がない場合
 - (5) 前各号に定めるもののほか、学長が認める場合
- 4 委託者は、契約締結後速やかに受託研究費を本学指定の銀行口座に振り込むものとする。

（経費処理）

第10条 受託研究費に関し、研究者はあらかじめ研究費使用明細書（別紙様式）を作成し、学長に提出して事前承認を得なければならない。

- 2 受託研究費の経費処理は、研究期間内とする。ただし、研究期間満了日が学校会計年度の中途の場合は、その属する会計年度内で処理することとする。
- 3 経費の収支に関しては、本学で必要に応じて収支簿を作成することとする。

（使用内訳の変更）

第11条 受託研究費による研究は、研究費使用明細書に記載のとおり行うものとし、著しく変更の伴う場合には、使用内訳変更届を学長に提出し承認を得なければならない。

（知的財産の取扱）

第12条 受託研究成果にかかる知的財産（特許権等）の取扱に関しては、あらかじめ契約書に定めるところによる。

- 2 研究担当者は、受託研究の結果、発明等を行った場合は、速やかに学長に届け出るものとする。

（学外研究者の取扱）

第13条 受託研究のため、学外から研究者が本学において業務を行う場合には、研究担当者は申請書（別紙様式）を作成して学長に届け出るものとする。

（研究成果の公表）

第14条 受託研究による成果は、公表を原則とするが、その時期及び方法について委託者との間で適切に定めるものとする。

（報告）

第15条 受託研究費による研究が完了したとき、または当該年度毎に、研究担当者は研究成果報告書（別紙様式）を作成し、学長に提出しなければならない。また、研究担当者が委託者に提出する試験等成果も同様に学長に報告しなければならない。

（事務）

第16条 受託研究に関する事務は、学務部研究支援課で行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取り扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が定める。

附 則 (2007年8月30日規程2007-3号)

- 1 この規程は、2007(平成19)年8月30日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 酪農学園大学委託研究取扱規程および酪農学園大学短期大学部委託研究取扱規程(平成4年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、2011(平成23)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附 則 (2020年4月1日改正規程2020-3号)

この規程は、2020年4月1日から施行する。ただし、2019年以前から継続して実施する受託研究は従前の例による。

附 則 (2021年2月16日改正規程2020-47号)

この規程は、2021年2月16日から施行し、2020年4月1日から適用する。